甘楽町広報

昭和38年10月15日　（毎月15日発行）　第48号【1頁】

十月の納税

1. 町民税　第三期
2. 国民健康保険税　四期

10月1日の人口と世帯

世帯数	2,667戸
男	7,013
女	7,461
計	14,474

発行所　群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡852　甘楽町役場　電話（小幡）4番・44番・49番
編集　総務課広報係
印刷所　坂本印刷株式会社

町議会10議案を可決

予算一億七百万円をこえる

38年度の第五回臨時町議会は10月8日に開かれ、町税条例の一部改正ほか九議案を、原案どうり可決しました。

次に、この日決定されたもののうち、直接みなさんに関係するものを四つ取りあげ、おしらせします。

その一

町税条例かわる

町税条例の一部改正が行なわれ税の延滞金がかわりました

改正前…町税の延滞金は、納期限の翌日から一〇〇円について日歩三銭、督促状の指定期限の翌日からは一〇〇円について日歩三銭の延滞加算金（ただし、この額が税額の五パーセントをこえるとき五パーセントだけ）が徴収されていました。これが、次のように改正されました。

改正後…延滞金は一〇〇円について日歩二銭で、延滞加算金がなくなりました。そのかわり、督促状の指定期限の翌日からは延滞金が日歩四銭になり、改正前にあった加算金の場合のような限度額がなくなりました。したがつて、延滞金の日歩は少なくなりましたが、長期滞納者は改正前より高くなることになります。

また、この改正は、10月1日からの税に適用され、9月30日以前の税については新法と旧法の二つの計算によつて延滞金等が徴収されることになります。

その二

桑原氏を選任

固定資産評価員に

固定資産評価員は前助役の退任によつて欠員になつていました。それを、助役の桑原木十郎氏を選出するため議会の同意を得たものです。桑原氏は十月八日から助役と兼任することになりました。

その三

町予算の追加更正

町の歳入歳出予算に六三八万円余の追加更正が行なわれ予算総額が一億一、七七五万円をこえました。

歳入　地方交付税に六九八万一千円の増が見込まれこの総額が四、八九八万一千円になりました。

このほか、国庫支出金二三九千円余の増、県支出金三二千円余の増、雑収入五六五千円の増がありましたが、繰越金では37年度の決算残金が少ない見込みのため一四四万円減らしました。これを差し引きすると六三八万六、七四〇円の増となり、予算総額が一億一、七七五万七、五七五円となりました。

歳出　議会費一〇二万円余の増…これは議員の報酬、諸手当の増です。役場費一六一万円余の増、…これはおもにさきにお知らせしました自動車の購入費と、事務用品の購入費です。土木費六六万円余の増…県道、河川工事の寄附金にあてられます。教育費一五五万円余の増…稲小の水道施設、一中、福小、新小の給食室建築費の追加と秋小及び三中の水道施設工事費、高崎高校、農大二校の増築分担金、一中・三中の産業教育用の備品代などに支出されます。社会及び労働施設費三八万円余の増…おもに、別記事でお知らせしています老人福祉費に使われます。諸支出金八〇万円余の増…これは税金関係の諸用紙の印刷、飼料共同化事業補助、身体障害者更生事業補助、などに使われます。

以上が追加更生されたおもなものです。

その四

農業共済条例の一部改正

今回の一部改正は、主として家畜関係であり、廃用の範囲をひろげ、「創傷性心ノウ炎、放線菌症、歯が疾患、顔面神経マヒ、舌断裂等の採食不能となつてなおる見込みのないものを廃用とするように」しました。又育成乳牛が妊娠した場合、農家はその旨をただちに町長に通知することとし、その場合の掛金の差額は妊娠第六ケ月の月の初日から算定することになりました。

なお、掛金についても一部改正になり、乳牛は毎年事故件数が増えているので掛金率が引き上げられ、農家負担分が少し増額されます。これにひきかえ、農牛の方は掛金が安くなりました。

このほか説明を略させていただいたものは、次のとおりです。

○甘楽町固定資産評価審査委員会条例の全部改正
○職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正
○甘楽町公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例
○条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員の分限に関する条例
○職務に専念する義務の特例に関する条例
○職員団体の行なう交渉に関する条例

一中に給食センター

工費二三三万円で建築中

第一中学校に給食センター（調理場）をつくり、同中学校生徒、福島小学校・新屋小学校児童合わせて一、四六六人に完全給食を行なうことになりました。

この給食センターは、すでに9月21日に起工、11月30日までに完成する約束で、工事は着々進められています。

建物は木造で、給食室・便所・わたり廊下合わせて六三・二五九坪となり、建築は指名競争入札の結果二三三万一、八〇〇円で布施幸男氏（小幡）が落札、請け負つています

また、調理設備品や給食用の食器などは、高崎市の（株）さどや金物店（日本調理機の代理店）と二五〇万円で随意契約しました。

これで、年内には準備万端が整えられ、来春の1月8日からは、給食が開始される予定です。

敬意と感謝こめて

老人三七〇人を招待

10月15日に中央公民館で、敬老会が開かれました。敬老会にお招きしたのは75才以上のおとしよりで三七〇人です

当日は各地区からバスでお迎えし、町長や各代表者からはげましの言葉がおくられ、そのあと、しろうと演芸や黒岩歌舞伎、那須のシシ舞いを観賞していただきましたが、社会福祉協議会の人達もいつしようけんめいお世話してくださつたし、おいしいおすしをいただいての観賞とあつておとしよりにとつては、ほんとうに楽しい一日であつたと思います。

現在のりつぱな社会がつくられたのも、おとしよりがその要素をつくつてくれたからこそのことです。そのおとしよりに対して、私たちは敬意と感謝を申し上げ、その生活を明るく豊かなものにしてさし上げる責任があります。

さいわい、年金なども贈られるようになり、こんどのように敬老会も年々行なつておとしよりをいたわつていますが決してそれだけでよいというものではありません。平素におとしよりをいたわる心構えがたいせつなのです。

最近「きようは、としよりの日だからごちそうを作つて食べてもらつた」「じいさんばあさんには温泉へ行つてもらつた」などという家庭をみかけます。こういう家庭のお話しを聞くと自分のことのように心よい気持ちになりますこういうことはぜひやつてほしいと思います。といつてもみんなそうしなさいというのではありません。家庭の経済のゆるす範囲でやればよいのです。要するに、おとしよりに対する敬意と感謝の心がそこに表われればそれでよいのですから……。

煙も500万円に

これが町内で売られたたばこの消費税です

町内で売られたタバコには、町へはいるタバコ消費税が、1本で約35銭含まれています。これがなんと、1年間には500万円にもなります。お出かけの際意にも、タバコは必ず町内で用にしていきましよう。

65才以上の老人に

健康診断を実施

老人は、多年にわたり社会の進展に役立つてきた者として、敬愛されて健全で安らかな生活保障がなされなければなりませんが、このたび、これらの方向づけとして老人福祉法が8月1日より施行になりました。老人福祉の原理、国や県、町の施策や老人自身や、一般国民の心構えについて新らしい解釈を与えたものです。

この法律によると、①…健康診断、②…老人ホームへの収容、③…老人家庭奉仕員による世話、④…老人福祉の増進のための事業などが規定されておりますが、甘楽町としては、38年度の事業として健康診断が実施されます。

これは町が実施主体となつて、65才以上の老人は、無料で健康診断が受けられるものです。病気の疑いのある人はさらに精密検診が受けられます。なお、この健康診断は11月下旬に行なわれる予定です

敬老年金をおくる

ことしは57人に

今年も、85才以上の老人に敬老年金（一人三千円）を贈りました。この敬老年金は、町の条例にもとづいて、毎年9月に贈られるものです。

ことしは「としよりの福祉週間」（9月15日から9月21日までの七日間）中の16日と17日の二日間、町長みずからそれぞれ老人を訪問して長寿の祝福を申し上げ、敬老年金を贈りました。またこのほかことし88才になられた四人の方には、郡の社会福祉協議会から座ぶとんが贈られました

年金を贈つた人のうち88才以上の人は、次の通りです。

（敬称略）

氏名	住所	性別	年令
田中伊三郎	白倉	男	九三
新井七五郎	小幡	男	九三
黒沢　長吉	善慶寺	男	九一
松井　でん	小川	女	九一
吉田志やう	白倉	女	九一
堀口　でん	小川	女	九〇
中野　鑵吉	小川	男	九〇
黒沢　たみ	白倉	女	九〇
山崎　とり	小幡	女	九〇
斉藤　きよ	秋畑	女	八九
斉藤和十郎	国峯	男	八九
青木　きく	上野	女	八九
松井　山吉	秋畑	男	八八
吉田　たつ	庭谷	女	八八
佐藤伊三郎	萩畑	男	八八
森平　安治	天引	男	八八

世の中の不幸をなくし、みんながしあわせであるようにとことしも10月1日から第十六回国民たすけあい共同募金運動がはじめられました。

町では例年と同じように各区長に募金協力をおねがいしました。みなさんのたすけあい精神によつて募金にご協力下さるようおねがいします。町全体のことしの募金目標額は二十万七千三十九円で一世帯あたり七十八円六十九銭になります。

（生活保護世帯をのぞく）県全体では二千九百万円が集められ、養護施設、保育所、肢体不自由児施設、精薄児施設、母子寮、助産施設らの民間社会福祉事業に配分されることになつております

今年も共同募金を

目標額は20万円

世帯主等に七割給付

国保10月から改正で

①療養の給付割合が改正されました。

今まで国保の被保険者が療養の給付を受ける場合、五割給付していましたが、10月1日以後の診療からは世帯主と準世帯主について七割給付することになりました。たとえば、医療費が一、〇〇〇円のときは、役場で七〇〇円、本人（世帯主、準世帯主で医者にみてもらつた人）が三〇〇円支払えばよいことになります、②準世帯主の規定が設けられました。

世帯主の全疾病七割給付が10月1日から実施されることに伴ない、世帯主が被保険者でない（擬制世帯という）についても、その世帯に属する被保険者のうち一人について世帯主同様に七割給付対象者（準世帯主）を定める規定ができました。準世帯主というのは、世帯主が社会保障等に加入している世帯内に国保の被保険者がいるとき、次の順位により役場で認定した人をいいます。①　世帯主の配偶者、②　世帯主の子、③　世帯主の父母、④　世帯主の孫、⑤世帯主の祖父母、⑥　世帯主の兄弟姉妹、⑦　①～⑥まで以外の世帯主の三親等内の親族、⑧　その他のもの。なお、同順位者が二人以上あるときは最年長者。

保険証に検印

なければ使用できない

甘楽町国保では9月30日までに国保の保険証を確認し、給付割合の印と検認の印を押しました。この印のない保険証は10月1日以後使用できません。又今度の改正により世帯主、準世帯主と非世帯主の一部負担金がちがうので、医師にみてもらうときは、必ず保険証を持つて行つて下さい。なお、保険証は紛失しないように、大切に使用して下さい移動のあるときは、必ず役場へ届けて下さい。

届出は必ず

国民年金で必要な届出は次のときに、20日以内にすることになつています。

①…20才になつたとき、厚生年金等からぬけたとき
②…国民年金加入者が厚生年金に加入したとき
③…住所がかわつたとき
④…60才になつたとき

定例行政相談は毎月5日に

役所への苦情・要望などの相談は定例相談をご利用下さい。

定例相談日…毎月5日午後1時～4時（この日が日曜のとき6日）、場所は役場内です。

行政相談委員　佐藤ミネ

1964年版

群馬県民手帳

○ 県民として知りたいことがたくさん記入してあり紙質もすぐれています
○ 革表紙のスマートなスタイルの手帳が130円です。
○ ただいま予約募集中です。希望者は10月31日までに区長あて申込んで下さい。

総務課　統計係